

告示

埼玉県選管告示第六十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり名称の異動の届出があった。

令和五年八月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

施設の開設主体及び名称	所在地
新 株式会社SOYOKAZE 介護付有料老人ホーム ケアヴィレッジ 美乃里	埼玉県新座市東北二丁目六番二 十六号
旧 株式会社メープルヴィラ 介護付有料老人ホーム ケアヴィレッジ 美乃里	